

## 第1章 調査概要

---

### 1-1 調査目的

本調査は、犯罪被害者等基本計画（第4-2. 調査研究の推進等（3）及び第5-1. 国民の理解の増進（14）ア）に基づき、被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の変化を把握し、その要因を分析することにより、

- ① 犯罪被害者等の置かれた状況を改善させるための効果的な施策は何か
- ② 犯罪被害者等基本計画の着実な推進が、犯罪被害者等の置かれた状況の改善にもたらした効果

等の検討の参考とするとともに、

- ③ 調査結果につき、統計処理の上、公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況に関する広報・啓発に活用する

ことを目的とする。

本調査は、平成19年度から毎年実施していたもので、平成21年度は3年目となる。

### 1-2 企画分析会議について

本調査の企画及び分析は、次の企画分析会議構成員による議論・検討に基づき実施した。企画分析会議は全5回開催された。

座長 椎橋 隆幸（中央大学副学長／法科大学院・法学部教授）

委員 楠本 節子（NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 事務局長）

辰野 文理（国士舘大学法学部教授）

中島 聡美（国立精神・神経センター精神保健研究所  
成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長）

藤田 悟郎（科学警察研究所交通科学部交通科学第二研究室長）

松村 恒夫（全国犯罪被害者の会副代表幹事）

瀬戸 真一（内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官）

（敬称略・所属及び役職名は、平成22年3月時点のものである。）

### 1-3 調査方法等

本調査では、次の2種類の調査を実施した。①犯罪被害者等の経年変化を把握及び分析するため、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて依頼した同一の犯罪被害者等に対し3年間継続して調査を実施するパネル調査<sup>1</sup>と、②パネル調査を補完するため、無作為に抽出した犯罪被害者等及び犯罪被害の経験がない一般対象者に対し単年で調査を実施

---

<sup>1</sup> サンプル数が少ないため、パネル調査の結果が必ずしも全ての犯罪被害者等の実態を表すとは限らない

## 第1章 調査概要

する Web 調査である。

詳細は、第2章でパネル調査、第3章で単年度(Web)調査を示す。

	パネル調査（継続調査）	Web 調査（単年度調査）
調査テーマ	同一の被害者等に対し3年連続して調査を行うことによる犯罪被害者等の経年変化の把握及び分析	単年ごとに無作為抽出した犯罪被害者等及び犯罪被害の経験がない一般人を対象に調査を行うことによるパネル調査の補完
調査方法	犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて実施する郵送回収によるアンケート調査（※）	一般生活者を対象にしたモニターを利用したインターネットによるアンケート調査（※）
調査対象	平成19年度当該調査におけるパネル調査の回答者。 すなわち、平成19年度調査時点で過去10年以内に次の①～④の被害に遭った被害者本人又はその家族若しくは遺族（以下「被害者（パネル）」という。） ①殺人・傷害等の暴力犯罪（以下「殺人・傷害等」という。） ②危険運転致死傷、業務上過失致死傷（以下「交通事故」という。） <sup>2</sup> ③未遂を含む強かん・強制わいせつ、痴漢等の条例違反（以下「性犯罪」という。） ④その他の犯罪（以下「その他」という。）	1)一般生活者を対象にしたモニターのうち、過去10年以内に次の①～④の被害に遭った被害者本人又はその家族若しくは遺族（以下「被害者（Web）」という。） ①殺人・傷害等 ②交通事故 ③性犯罪 ④その他 2)同モニターのうち、過去10年以内に犯罪によって生命・身体に深刻な被害を受けた経験がないとする一般対象者（以下「一般対象者」という。）
調査対象者人数	発送数 186 回収数 116 有効回答数 115 うち、殺人・傷害等 40、交通事故 63、性犯罪 8 その他 4 うち、3年間連続回答数 104	スクリーニング回収数 40,000 1)被害者（Web）スクリーニング後発送数 986、有効回答数 654 うち、殺人・傷害等 81、交通事故 434、性犯罪 51、その他 88 2)一般対象者スクリーニング後発送数 1860、有効回答数 700
調査実施期間	平成21年11月24日～ 同年12月25日	平成21年12月11日～ 同年12月22日

<sup>2</sup>平成19年、「刑法の一部を改正する法律」（平成19年5月23日法律第54号）によって自動車運転過失致死傷罪が新設され、同年6月12日から施行された。同日以降に発生した「交通事故」には、自動車運転過失致死傷も含まれる。

## 第1章 調査概要

※ 添付資料アンケート調査票参照。

### 1-4 調査項目

- 基本属性について
- 身体・精神状況について
- 経済状況について
- 生活状況について
- 支援及び制度の利用率、満足度について
- 二次的被害について
- 今後実現・充実させていくことが望ましい施策・事業について

### 1-5 調査結果の分析について

本年度のパネル調査では、同一の被害者（パネル）に、平成19年度から継続して実施してきた本調査の取りまとめを行い、被害者（パネル）の平成19年度から平成21年度までの3年間の身体・精神（K6 ※1等）・経済状況の変化とその要因を分析した。また、被害者（パネル）を、この3年間の被害からの回復状況（主観的回復度 ※2）が回復傾向にあるグループと、悪化傾向にあるグループに分け、それぞれのグループの心身等の問題の状況、生活環境等の影響要因の比較分析を行っている。

Web調査では、被害者（Web）の現況の把握に加えて、一般対象者にも調査を実施することで、被害者（Web）と一般対象者の健康上の問題、精神的な問題、悩み等について比較・分析している。また、殺人・傷害等、交通事故、性犯罪の被害類型別に、身体上・精神上・経済上の状況の傾向や、生活状況、二次的被害の現状について分析を行っている。

※1 K6とは、うつ病、不安障害に対するスクリーニング手法のこと。2002年に米国のKesslerらが項目反応理論に基づき提案、日本語版は同年に名古屋市立大学大学院医学研究科教授の古川らが翻訳している<sup>3</sup>。6つの設問の合計値（合計24）が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値13点以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7~12点では、軽度精神障害の可能性ありとされている。本調査では、アンケート調査票の問7において、過去30日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「そわそわ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起ころても気が晴れないように感じた」、「何をするのも骨折りだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の6つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」=0、「少しだけ」=1、「ときどき」=2、「たいてい」=3、「いつも」=4とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出。

※2 主観的回復度とは、アンケート調査票の問14（「あなたは現在、事件によってこうむった被害から、ご自分がどのくらい回復したと感じていますか。1を「全く回復していない」、10は「もとどおり回復

<sup>3</sup> Furukawa TA, Kawakami N, Saitoh M, Ono Y, Nakane Y, Nakamura Y, Tachimori H, Iwata N, Uda H, Nakane H, Watanabe M, Naganuma Y, Hata Y, Kobayashi M, Miyake Y, Takeshima T & Kikkawa T (2008) The performance of the Japanese version of the K6 and K10 in the World Mental Health Survey Japan. *International Journal of Methods in Psychiatric Research*, 17, 152-158.

## 第1章 調査概要

した」として、もっともあてはまる番号に○をつけてください。)を用いて、事件によって被った被害から自分がどのくらい回復したかを10段階で評価するものである。

### 1-6 報告書を読む際の留意点

- (1) 調査結果の数値は回答率(%)で示している。%の母数はその質問に回答した数又は分類別(類型別)の数で、「(○)」又は「n=○○」で表している。
- (2) 割合は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位までを示している。よって、回答数が1つだけの質問であっても、回答比率の合計値が100%にならない場合がある。また、複数回答の質問は、回答比率の合計値が100.0%を超える場合がある。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢の表記は、語句を簡略化している場合がある。正確な表現は巻末にある調査票を参照のこと。
- (4) 本調査における「犯罪被害者等」とは、「犯罪被害者等基本法」における「犯罪被害者等」を指す。すなわち、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。

### 1-7 被害者の方々の手記について

本調査にあたり、調査結果の報告と併せて掲載する手記を、被害者(パネル)及び被害者(Web)から募集したところ、6通のご応募をいただいた。頁数の関係から、全件を報告書に掲載できなかったが、その他の方々の手記については、ご了解を得た上で、内閣府ホームページ上に掲載することとした。

## 第1章 調査概要

### 1-8 調査結果概要

#### 1-8-1 パネル調査結果

##### (1)本年度調査の集計結果

本年度調査では、過去30日間に精神的な問題や悩みがあったとする割合が8割以上であり、特に性犯罪では88%となっている。精神健康の指標（K6の合計得点）においても「重症精神障害相当」の可能性のある人の割合は、殺人・傷害等で24%、交通事故で46%、性犯罪で38%と、過去2年間の調査と同様依然として高い割合となっている。

##### (2)3年間連続回答者における経年変化

過去3年間連続して回答した回答者と、2年目若しくは3年目で回答がなかった回答者の属性に差異がないか分析を行った結果、基本属性や被害内容、被害状況、回復状況等から、両者が同じ特性を持つとは言えないことが明らかになった。そのため、3年間連続で回答があった104人について3年間の経年変化分析を行った。

その結果、過去30日間の事件と関連した健康上・精神上の問題の有無に関する質問の3年間の推移では、健康上の問題があったとの回答は約5割の水準で増減をみせており、精神上の問題があったとの回答は7～8割の高水準であるが徐々に減少する傾向にある。精神健康状態については、過去3年間で、K6得点は漸減しているものの、日常生活に支障をきたす日数は一進一退をみせている。事件直後から現在までの身体的・精神的・経済的状況の変化では、悪化したとの回答が年々減少する一方で、回復したとの回答は増加している。事件被害からの主観的回復度も年々回復傾向にあるが、「9～10割程度回復」との非常に高い回復度をみせる層は0～1%水準で、経年での変化がみられなかった。

##### (3)3年間連続回答者における回復層と悪化層の比較分析

過去3年間連続で回答があった104サンプルを、被害からの主観的回復度について回復傾向にあるグループ（回復層）と悪化傾向にあるグループ（悪化層）に分類し、心身等の問題の状況や、生活環境等の影響要因の比較分析を行ったところ、回復層と悪化層では、身体・精神の状況が相当程度異なることが明らかとなった。

すなわち、回復層では過去30日間に事件に関連した健康上の問題があったとする割合は35%であるのに対し、悪化層では63%となっている。同様に精神上の問題は回復層46%、悪化層96%となっている。日常生活に支障をきたす日数は回復層34日に対して悪化層は93日と約3倍であり、また、K6得点についても回復層の平均値7.24点に対し、悪化層は12.87点であった。

生活上の出来事については、悪化層は、平成19年度から平成21年度の間に、比較的多くのネガティブ要素を持つライフイベントに遭遇したことが読み取れる。同様に捜査・裁判等の出来事では回復層では加害者の逮捕や刑事裁判が発生した比率が比較的高く、逆に悪化層では加害者の釈放、示談金・賠償金の支払い等が高くなっている。

また、悪化層では多くの関係者や身近な人から二次的被害を受けたとする回答比率が高い。特に、医療機関、民間団体、世間、同じ職場・学校等、事件発生時以降も長く関わる

## 第1章 調査概要

人からの被害を受けているという回答は、回復層と比較して顕著に高くなっている。

### 1-8-2 Web 調査結果

被害者（Web）は、一般対象者よりも高い割合で健康上・精神上の問題や悩みを抱えていることがわかった。精神状態を比較すると、被害者（Web）では重症精神障害相当の状態に達している比率、日常生活に支障をきたす日数等が顕著に高く、被害の影響の大きさがうかがえる。

被害者（Web）のうち、殺人・傷害等の犯罪被害者等は、健康上・精神上の問題を抱え、重症精神障害相当の状態にある比率が高く、回答者平均で年間49日、日常生活に支障をきたしている。事件直後と比較して、なお身体・精神・経済状況が悪化しているとの回答も多く、特に経済的状況が深刻であり、回復状況は芳しくない。

交通事故の犯罪被害者等は、他の類型と比較すると、健康上・精神上の問題が少なく、重症精神障害相当の状態にあるという比率も低く、日常生活に支障をきたす日数は年間27日である。

性犯罪の犯罪被害者等は、特に精神上的悪影響が強く、抑うつ状態にある割合も高めで、日常生活に支障をきたす日数は年間62日である。事件直後と比較して、特に精神状況が悪くなっているという回答が多く、回復状況は芳しくない。また、他の類型と比較して悩みの解決を病院に求める傾向が強い。

被害者（Web）のうち、重症精神障害の可能性のある被害者（K6合計値が13点以上）は、殺人・傷害等の被害者、加害者と密接な関係にある被害者（家族・親族、同じ学校・職場に通っている人、友人・知人等）等に多い。彼らは、事件に関連する問題によって身体・精神・経済状況が悪化したという回答割合が高い。生活保護や犯罪被害者等給付金の受給率が高く、被害の影響度が窺える。実現・充実を望む支援としては、居住の確保、居住環境の改善、雇用の確保等、生活上の支援を求める割合や、PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成等の精神的支援を求める割合が高い。また、犯罪被害体験を共有し、想いを吐露できる場の紹介も高い割合となっている。

主観的回復度の悪化層は、殺人・傷害等及び性犯罪で多く、また、加害者が密接な関係（同じ職場・学校に通っている人、知人・友人、家族・親族）にある人ほど多い。二次的被害を受けている割合も高く、二次的被害が回復を妨げる要因の一つともみられる。

主観的回復度の回復層は、出産、同居家族の結婚、家族間の信頼が深まった、学校・職場・地域との関係が親密になった等、ポジティブな要素を含むライフイベントを経験していることが多い。一方で、悪化層は、別居・離婚、同居家族の看護・介護、家族間不和等のネガティブな要素を含むライフイベントを経験している割合が高い。

また、回復層は世帯年収が高く、回復状況と経済状況の間に関連があることも示唆される。